

1. (1) 令和 2 年度補助金審査の概況

1. 補助金交付（勘定間繰入）決定及び額の確定等の状況

- ・令和 2 年度の交付（繰入）決定については、合計 85 件の補助申請の審査を行い、交付（繰入）申請どおり総額約 1, 244 億円を決定した。
- ・令和 2 年度の額の確定に係る補助金審査については、合計 65 件の審査により、約 1, 206 億円の額の確定を実施した。

2. 補助金審査の状況

(1) 現地審査業務の実施状況

- ・例年、補助金審査は年度末に集中する傾向にあり、1 月～3 月が現地審査集中期間となっていたが、現地審査の一部前倒しにより審査の分散を図ってきた。
- ・令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の動向の不確かさを考慮し、可能な限り早期に現地審査を実施するように計画し、令和 2 年 12 月末までに現地審査対象案件の全てについて審査を実施した。
- ・その後、3 月に 6 件の審査対象案件について追加で現地審査を実施した。

○ 実施時期別の現地審査業務実績（審査要員数×日数）（単位：人日）

実施時期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
～10月	} 33	} 57	} 99	40
11月				58
12月				104
1月	54	51	43	0
2月	132	99	98	0
3月	71	71	68	14
合計	290	278	308	216

(2) 現地審査実施上の主なポイント

① 現地審査集中期間への対応

- ・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため 12 月に現地審査が集中することとなったが、10 月～11 月に審査を分散して実施することなどにより現地審査に係る業務量の平準化を図った。

【参考】現地審査：補助事業者事務所での書類等の審査及び現場調査

- ・ 鉄道助成部内の審査担当課（助成第一課・第二課）を跨いで、それぞれの職員が担当する補助メニューの枠を超えた職員の融通を行い、現地審査に必要な要員を確保した。

② 重点審査項目への対応等

- ・ 補助金審査計画において設定された重点審査項目に沿った現地審査によって、各審査員の審査の視点が均一化され、効果的な審査が実施できた。
【参考】令和2年度重点審査項目：〈1〉補助対象範囲の確認、〈2〉積算の確認、〈3〉現地審査後に進捗した工事に係る施工、支払等の確認。
- ・ 契約件数が一定程度を超える事業等について行うことのできる抽出審査は、第三者委員会です承頂いた抽出方針を踏まえ、それぞれの事業ごとに20件程度以上を抽出し、かつ抽出した審査金額が補助対象事業費の1/4程度以上とする目標を達成した。

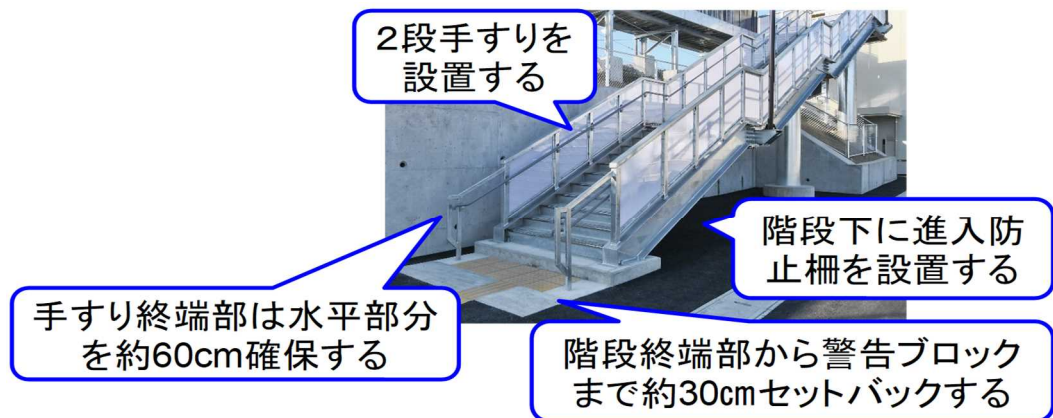
③ 補助金現地審査の際、改善指導した主な事項

- ・ 交通誘導員等の必要要員数等について、実績が当初の想定を下回っていたため、実績に応じて精算するよう指導した。

（地下高速鉄道整備事業費補助 他）

- ・ 新設された駅施設が、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を満たしていなかったため、修正施工するよう指導した。

（幹線鉄道等活性化事業費補助）



- ・ 新線を建設する事業における支障する既存施設の移設工事において、公共補償基準要綱に基づき財産価値の減耗分を控除せずに補償していたため、補償にあたっては減耗分を考慮するよう指導した。

（地下高速鉄道整備事業費補助 他）

(2)令和2年度補助金執行状況

(資料1-2)

①令和元年度予算分(繰越)

令和3年4月30日現在

(単位:千円)

補助金等名	令和元年度予算額		交付(繰入)決定額(A)	令和元年度			令和2年度への繰越額(E) =A-B-D	令和2年度			額の確定の進捗率(I) =(C+G)/A	備考
	当初	変更後※		執行額(B)		不用額(D)		執行額(F)	額の確定(G)	不用額(H)		
				うち額の確定(C)								
① 整備新幹線整備事業費補助	79,192,000		79,192,000	45,443,196	0	0	33,748,804	33,748,804	79,192,000	0	100.0%	
② 整備新幹線整備事業資金	16,300,000		16,300,000	16,300,000	0	0	0	0	16,300,000	0	100.0%	
③ 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	1,560,980		1,560,980	662,462	0	0	898,518	782,640	1,445,101	115,879	92.6%	
④ 幹線鉄道等活性化事業費補助(幹線鉄道)	434,000	455,000	454,230	159,815	154,000	197	294,219	90,100	92,292	5,508	54.2%	198,611 (繰越)
⑤ 都市鉄道利便増進事業費補助	11,568,000		11,568,000	11,153,000	1,328,798	0	415,000	415,000	10,239,202	0	100.0%	
⑥ 地下高速鉄道整備事業費補助	6,042,000	7,150,000	7,150,000	2,075,267	12,000	47,400	5,027,333	4,997,969	7,061,236	29,364	98.9%	
⑦ 幹線鉄道等活性化事業費補助(都市鉄道)	91,000	70,000	70,000	0	0	0	70,000	58,660	58,660	11,340	83.8%	
⑧ 鉄道駅総合改善事業費補助	2,453,000	2,915,000	2,915,000	864,022	746,829	59,082	1,991,896	1,292,358	1,338,673	45,416	71.5%	654,122 (繰越)
⑨ 譲渡線建設費等利子補給金	52,000		52,000	52,000	52,000	0	0	0	0	0	100.0%	
⑩ 鉄道技術開発費補助金	152,000		152,000	143,717	143,717	8,283	0	0	0	0	94.6%	
⑪ 鉄道防災事業費補助	1,259,000	1,582,000	1,582,000	391,145	171,145	4,855	1,186,000	1,185,447	1,405,447	553	99.7%	
⑫ 鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備)	201,000		144,527	144,527	144,527	0	0	0	0	0	100.0%	
計	119,304,980		121,140,737	77,389,151	2,753,016	119,817	43,631,770	42,570,978	117,132,611	208,060	99.0%	

※令和元年度補正後をいう。

②令和2年度予算分

令和3年4月30日現在
(単位:千円)

補助金等名	令和2年度予算額		交付(繰入) 決定額(A)	令和2年度			令和3年度 への繰越額 (E) =A-B-D	令和3年度			執行率(I) =(B)/A	額の確定の 進捗率(J) =(C+G)/ A	備考
	当初	変更後※		執行額(B)		不用額 (D)		執行額 (F)	額の確定 (G)	不用額 (H)			
				うち額の確定 (C)									
① 整備新幹線整備事業費補助	80,372,000		80,372,000	54,357,682	0	0	26,014,318				67.6%	0.0%	
② 整備新幹線整備事業資金	16,300,000		16,300,000	16,300,000	0	0	0				100.0%	0.0%	
③ 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	1,438,000		1,438,000	617,046	0	0	820,954				42.9%	0.0%	
④ 幹線鉄道等活性化事業費補助(幹線鉄道)	483,000		468,069	182,596	177,133	28,517	256,956				39.0%	37.8%	
⑤ 都市鉄道利便増進事業費補助	11,568,000		11,568,000	11,235,000	2,038,579	0	333,000				97.1%	17.6%	
⑥ 地下高速鉄道整備事業費補助	6,607,000	8,938,544	8,938,544	1,166,410	227,000	0	7,772,134				13.0%	2.5%	
⑦ 幹線鉄道等活性化事業費補助(都市鉄道)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
⑧ 鉄道駅総合改善事業費補助	1,757,000	3,757,000	3,757,000	754,967	696,228	11,772	2,990,261				20.1%	18.5%	
⑨ 譲渡線建設費等利子補給金	41,000		41,000	41,000	41,000	0	0				100.0%	100.0%	
⑩ 鉄道技術開発費補助金	137,000	196,952	196,952	194,702	194,702	2,250	0				98.9%	98.9%	
⑪ 鉄道防災事業費補助	900,000	1,259,000	1,259,000	398,519	68,519	1,481	859,000				31.7%	5.4%	
⑫ 鉄道施設総合安全対策事業費補助 (踏切保安設備)	180,000		66,885	66,885	66,885	0	0				100.0%	100.0%	
計	119,783,000		124,405,450	85,314,807	3,510,046	44,020	39,046,623				68.6%	2.8%	

※ 令和2年度補正後をいう。

(3) 令和2年度の感染防止対策を踏まえた補助金審査の実施結果及び今後の実施方針

1. 令和2年度の補助金審査の実施状況

「令和2年度における補助金審査実施方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で現地審査を実施した。

2. 令和2年度の補助金審査の実施結果

- ・可能な限り早期に現地審査を実施するように計画し、現地審査対象案件の全てについて令和2年12月末までに現地審査を実施した。
- ・結果として、令和3年1月～3月に発出された緊急事態宣言の期間中に現地審査の実施を回避することができ、感染症対策に配慮した上で現地審査を実施することができた。

3. 令和3年度の補助金審査実施方針

令和3年度においては、令和2年度の実施結果を踏まえ、実施方針の一部を見直した上で、「令和3年度における補助金審査実施方針(案)」により実施する。

なお、以下の取組みについては有効と考えられることから、感染症終息後の補助金審査においても継続的に実施することを検討する。

- ・補助金審査の効率化、補助金の適正使用等のため、「補助金審査の主な着眼点」を適宜更新し、補助金実務説明会等を活用し確実に周知できるよう努める。
- ・現地審査前日に現地に移動することにより、審査時間を減らすことなく審査日数を削減できるときは、審査行程を工夫し日数の削減を検討する。
- ・現地審査後も継続して審議すべき事項が生じたときは、リモートの活用も含めて最適な方法で実施する。また、現地審査前において特に事前確認、質疑が必要なときはリモート質疑を含め実施方法を検討する。

令和3年度における補助金審査実施方針(案)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の動向の不確かさを考慮し、可能な限り早期に現地審査を実施するが、具体的な実施時期については、補助事業の進捗状況、特性、補助事業者の負担、感染症の状況等を勘案し判断する。

現地審査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため下記の対策をとることとするが、緊急事態宣言における緊急事態措置、感染症の状況等を踏まえ必要なときは見直しを行うこととする。

【現地審査期間の最短化】

- 現地審査の日程、補助事業者の負担等を見極めた上で、効果的な実施が可能であれば審査資料の事前送付を受け、現地審査前に確認(必要に応じてリモート質疑)を行う。
- あらかじめ「補助金審査の主な着眼点」を周知し、審査を効率的に実施できるようにする。
- 現場調査の実施については、必要最小限に留めるものとする。

【現地審査人数の最少化】

- 補助金審査日程が短くなるよう可能な範囲で審査員の人数を確保するが、新型コロナウイルス感染防止の観点から必要最小限となるよう配慮する。
- 補助事業者の説明者は必要最小限の人数とする。
- OJTは実施することとするが、案件ごとに適否を慎重に判断する。

【現地審査中の感染防止対策】

- 書類等の閲覧時間と質疑応答時間を分離し、補助事業者との対面時間を最小限とする。
- マスクの着用・定期的な換気・手指消毒を徹底する。
- その他、補助事業者の定める対策に従う。

早期に現地審査を実施したときは、現地確認できない資料(特に完了関係)の事後確認が多く発生することになるため、補助事業者との連携を密にし、効率的かつ確実に実施するよう徹底する。